

食品における放射性物質検討部会専門委員からの意見聴取結果

○ 意見聴取方法

別添文書により照会し、各委員からメールにより回答を受けた。

○ 意見の概要

委員

環境省の動向を見ても、放射性物質検査は28年度くらいまでを目処とすれば良いと思います。

水産物に対する抵抗感や不安感は残存しています。また、ペットボトルの水を水道水より安全と誤解している人も多いように思います。

この点を重点的に計測したり、解説したりすることが、効果的だと考えています。

委員

府内産農林水産物については徐々に検査点数を減らしつつ、府民の不安や要望に応え、検査継続やリスクコミュニケーションに工夫を凝らしていくという方針に賛同します。

委員

京都府の食の安心・安全推進課の方々が真剣に取り組まれているのに、驚いています。

先生が言われているように、放射性物質検査はそろそろ終了していくべきと思います。

一般の人たちが放射線のことについての一定の知識を持つには、長期間を要するため、京都府でも息の長い取り組みを検討しておく方が良いのかも知れません。

参考までに、私は、低線量放射線影響や低線量率放射線影響の研究には、幹細胞の放射線影響研究が必要かと、若い人達を集めて研究会を立ち上げています。

委員

先生方もおっしゃっておられますように、京都においての流通食品の放射線に関する不安は減りつつあると思います。

多少の抵抗感のある方々は残っておられると思いますが、そういう方々の不安を取り除くのは、かなり難しいと思います。

現時点では、多くの府民の関心事はどちらかというと、原発再稼働に対する不安の方がが多いのではないでしょうか。

起こってはならないことですが、万が一の事故時の食品の安全確保、検査体制も含めて大丈夫なのか、ということを心配されている方々が多いのだと思います。

そういう意味では、京都府としては一生懸命放射線に関する教育をする時期を過ぎ、(決して、皆が理解できたというわけではないのですが)これまで行われたさまざま

取り組みに基づいて、福島事故以前からおこなわれている活動も含めて府民の食生活の安全を管理しているということをしっかりとアピールする方向に、少しずつシフトできればよいのであろうと思います。

究極は安全なものを食べたい、というのが府民の願いだと思います。

その中で、2011年以前とは異なり、放射線に対する認識が高まっている現在、より正確な広報と、かゆいところに手の届く教育は、今後もある程度は継続してしていく必要があると思います。

7 食 第 3 8 号
平成27年2月19日

京都府食の安心・安全審議会
食品における放射性物質検討部会
各委員様

京都府農林水産部
食の安心・安全推進課長

平成27年度の食品中の放射性物質に係る取組計画（案）について

平素は食の安心・安全に係る府政の推進に御協力を賜り、誠にありがとうございます。

この度、別添のとおり食品中の放射性物質に係る取組計画（案）を策定しましたので送付しますので、御多用のところ誠に恐縮に存じますが、下記により御意見・御助言を賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

なお、昨年2月に京都府食の安心・安全審議会「食品における放射性物質検討部会」を開催しましたが、本年度はこの文書により御意見を伺うことで部会開催に替えさせていただきたく存じますので、御了承をお願いいたします。

記

送付方法：FAXまたはメールにより御回答ください。（様式任意です）

送付先：京都府農林水産部食の安心・安全推進課 食の安全担当 堀川

FAX：075-414-4982 MAIL：o-horikawa17@pref.kyoto.lg.jp

送付期限：平成27年3月5日（木）

担当：京都府食の安心・安全推進課
食の安全担当 堀川
電話：075-414-5654

(別添)

平成27年度食品中の放射性物質に係る取組計画（案）

I 京都府の検査体制（流通食品・府内産農林水産物） ······ 1
【概要】

- ・流通食品は26年度と同程度の検査を継続。
- ・府内産農林水産物は、26年度から検体数を減少。
ただし、茶、林産物、畜産物、水産物は、同程度を維持。

II リスクコミュニケーション計画 ······ 6
【概要】

- ・リスクコミュニケーションは、参加者のニーズ（開催方法、情報提供内容等）を事前に把握して開催。
- ・福島県からの講師派遣事業も取り入れることも検討。

（参考）26年度の実施状況

○ 給食用食材（主食）にかかる放射性物質検査結果について ······ 13

○ 放射性物質に関するリスクコミュニケーション（開催結果） ······ 14

京都府の検査体制（食品中の放射性物質）は平成27年度も継続

府民が食べる農林水産物のモニタリング検査

流通している食品

- 検査目的
食品の安全性確保により府民の健康を保護（基準値を上回る食品が食用に供することができないよう処置）
- 検査対象
主に他府県産で府内に流通しているものを検査
※検体数は昨年度と同程度。

府内で生産する農林水産物

- 検査目的
府内産農林水産物の風評被害防止
- 検査対象
府内生産物を出荷時期・地域ごとに産地検査
※全体として検体数は減少。ただし、林産物、畜産物、水産物は、基本的に現行水準を維持。

サンプリング場所 市場・スーパー等

サンプリング場所 産地（ほ場・水揚げ漁港等）

- 検査品目
福島原発事故に伴い放射性物質が検出されている地域で生産された農産物等
- 検査計画
流通状況を把握し抜き打ちで検査
- 検査機関
保健環境研究所
- 根拠法令
食品衛生法第6条第2号「有害なもの等が食用に供することができないよう対応」

一体的・効率的に検査

- ①統一マニュアルで検査
- ②調査後速やかに結果を公表し安全性PR
- ③緊急的な検査が必要な場合は、府内産農産物等も保健環境研究所で検査
- ④出荷・流通等の情報を共有し効率的に検査

- 検査品目
農産物：京野菜、茶等
林産物：シイタケ等
水産物：サワラ等
畜産物：原乳等

- 検査計画
出荷時期・地域ごとに定期的に検査

- 検査機関
農林水産技術センター
保健環境研究所

- 根拠法令
京都府食の安心・安全推進条例第19条
「緊急時の安全性調査」
*ほ場の農産物等は食品衛生法の対象外

公表方法 ~風評被害につながらないよう丁寧な説明を付加し速やかに公表
・結果は速やかに府HPで公表（同時に国公表）
・基準値を超えた場合はプレス発表

■「京都府食の安心・安全審議会」で専門家・消費者等の意見を聞きながら実施

■「京都府くらし安心・安全推進本部 食の安心・安全部会」で府内一体的に実施

平成27年度流通食品の放射性物質検査計画（案）

子どもが口にする食品を中心に、流通状況やこれまでの放射性物質検査結果及び消費者等からの意見を参考に、食品衛生監視指導計画で定める年間300検体を実施。
うち、と畜場に搬入される牛の肉100検体を含む。

検査品目 (年度)	実績			計画		
	23	24	25	26	27	
一般食品	農産物 畜産物 水産物 加工食品	米、白菜、ほうれんそう等 牛肉、豚肉、ヨーグルト等 アジ、サワラ、スルメイカ等 菓子、ジュース、魚肉練り製品等	43 40 8 13	59 110 30 51	60 107 45 19	50 105 50 15
	乳児用食品	ベビーフード、粉ミルク、乳児用飲料水等	5	30	29	40
	牛乳	牛乳、乳飲料等	4	15	18	20
	飲料水	茶、ミネラルウォーター等	1	5	12	20
汚染された稻わらを摂取した可能性のある牛の肉			13	0	0	随時
合 計 (件数)			127	300	300	300

※ 各品目及び検体数は、流通状況によって変動します。

☆これまでの実績

○平成26年度 (300検体)

- 子どもが口にする食品を中心に農畜水産物及び加工食品等
- すべて基準値以下
- その他検出された検体
H27.1 岩手県産真タラ (放射性セシウム 7.7ベクレル/kg)

○平成25年度 (300検体)

- 子どもが口にする食品を中心に農畜水産物及び加工食品等
- すべて基準値以下
- その他検出された検体
H25.5 北海道産真タラ (放射性セシウム 12ベクレル/kg)

○平成24年度 (300検体)

- 子どもが口にする食品を中心に農畜水産物及び加工食品等
- すべて基準値以下
- その他検出された検体
H24.12 茨城県産わかさぎ (放射性セシウム 26ベクレル/kg)

○平成23年度 (127検体)

- 東日本産を中心に農畜水産物及び加工食品等 114検体
- すべて暫定規制値以下
- 汚染された稻わらを摂取した可能性のある牛の肉 13検体
うち 2 検体暫定規制値超過
宮城県産：放射性セシウム 930ベクレル、福島県産：放射性セシウム 790ベクレル/kg
- その他検出された検体
H23.3 群馬県産ねぎ (放射性ヨウ素 49ベクレル/kg)
H23.9 静岡県産製茶 (放射性セシウム 41ベクレル/kg)
H23.12 千葉県産サバ (放射性セシウム 22ベクレル/kg)
H24.3 千葉県産さつまいも (放射性セシウム 8ベクレル/kg)

平成27年度府内産農林水産物の放射性物質モニタリング検査体制（案）

【現状】

- 放射性物質検査に対する関心は薄れてきている。
 - ・消費者、生産者とも検査が必要との声は、一部品目を除き聞かれない。
- 水産物、茶など一部品目は、事業者、消費者から問い合わせ等がある。
- 近隣府県では、京都府よりも検体数は少ないが、来年度も継続予定

【方針】

- 全体として検体数は減らしながら、引き続き検査を実施
 - ・林産物、畜産物、水産物については、基本的に現行数を継続。
- 消費者庁から借用している検査機器については、26年度末で返却

【実施方法（案）】

● 検体の採取

変更なし

- ・府内主要品目：府試験研究機関から産地、出荷時期毎に採取
- ・各地域の主要品目：市町村要望を踏まえ振興局（京都乙訓地域は普及センター）が入手

● 検査点数

250検体（府試験研究機関 150検体、各振興局枠 100検体）

26年度計画（300検体（府試験研究機関 200検体、各振興局枠 100検体））に比べて△50検体

〈変更点〉

- ・農産物の試験研究機関・農大からの採取点数の減少

26年度見込 146検体 → 27年度は96検体

- ・林産物（3検体）、畜産物（11検体）、水産物（40検体）の試験研究機関採取分及び各振興局枠分は、基本的に変更なし

（単位：検体）

検査品目	実績（品目毎に振興局分を含む）				計画		
	24	25	26 (4月～12月)	26 (調整前)	26 (見込)	27 (案)	
農産物	府内産の野菜、米、茶等	311	279	203	146	146	96
林産物	原木しいたけ、クリ等	5	3	0	3	1	3
畜産物	原乳、鶏卵、牛肉等	24	15	7	11	11	11
水産物	スルメイカ、マアジ、サワラ等	42	39	28	40	40	40
	各振興局枠分				100	75	100
	合計	382	336	238	300	273	250

※ 計画の「農産物」、「林産物」、「畜産物」、「水産物」、は試験研究機関分。

※ 検査結果は、23年度～26年12月まで全て不検出

■検査方法

【一般農林畜産物の場合】 (基準値 100 Bq/kg)

スクリーニング検査 農林センター(亀岡市) 簡易迅速検査機

* 現在、検査機器を2台(府購入及び消費者庁からの借上)保有
検査点数の減少に合わせて、消費者庁からの借上機器を返却

↓ 基準値の1/2以上

精密検査

保環研ゲルマニウム半導体検出器

【原乳・茶・水産物の場合】 牛乳 (基準値 50 Bq/kg)
茶(浸出液) (基準値 10 Bq/kg)
水産物 (基準値 100 Bq/kg)

精密検査実施(保環研ゲルマニウム半導体検出器)

■検査件数 全体で250検体程度(前年度に比べ△50検体)
①府内主要品目は、府試験研究機関でサンプリング(150検体)

* 主要な品目は府試験研究機関ほ場等で採取
(参考) 26年度実績(見込) 197検体

②振興局枠(市町村要望)は26年度と同様に枠配分(100検体)

*ノルマではなく枠として取り扱う
局の要望があれば枠を上積み調整
*27年度計画数(100検体)を各局均等に配分
*米は、26年度と同様に品種・産地毎の検査計画を作成し、市町村と調整予定

■健康福祉部と連携して検査

①水産物の基本的には保環研対応

*漁連市場から採取し保環研へ送付・検査

②牛乳、茶(浸出液)は、検出限界性能の関係で、簡易迅速検査機器対応
ができないため、保環研対応

■計画(案)の詳細(別紙)

計画の詳細

平成27年度放射性物質に係る府内産農林水産物モニタリング 検査について（案）

1 目的

食の安心・安全行動計画に基づき、府内産農林水産物についての風評被害を防止するため放射性物質に関するモニタリング検査を行う。

2 検査対象品目

府内のほ場、水揚げ漁港等からサンプリングした下記農林畜水産物
農産物 31品目

穀類	5品目 (米、黒大豆、白大豆、小豆、大麦)
枝豆類	3品目 (エダマメ、夏ずきん、紫ずきん)
葉菜類	8品目 (ミズナ、九条ネギ、花菜、ホウレンソウ、コマツナ、ニンジン葉、キャベツ、ハクサイ)
果菜類	8品目 (ナス、トマト、ピーマン、トウガラシ、キュウリ、ニガウリ、桂ウリ、スイカ)
根菜類	3品目 (ダイコン、ゴボウ、エビイモ)
果樹類	3品目 (ナシ、ブドウ、モモ)
工芸作物	1品目 (茶)
水産物	10品目 サワラ、マアジ、ブリ (天然・養殖)、スルメイカ、ズワイガニ、マダイ、トリガイ、マガキ、アカガレイ
畜産物	4品目 原乳、鶏卵、牧草、飼料作物
林産物	2品目 しいたけ、くり

その他府が検査することが必要と認めるもの

3 検査項目・検査方法

(1) 検査項目

放射性物質 (セシウム134、セシウム137)

(2) 検査方法

①原則として全ての検体はスクリーニング検査を行う。

*茶・原乳はスクリーニング検査対象外のため精密検査により実施。

②スクリーニング検査の結果、「食品衛生法の規定に基づく食品中の放射性物質に係る規格基準」の1/2を超える場合、又は必要と認める場合に精密検査を行う。

○スクリーニング検査に使用する検査機器 (農林センター内に設置)

NaIシンチレーションスペクトロメータ (1台)

○精密検査に使用する検査機器 (保健環境研究所内に設置)

ゲルマニウム半導体検出器

*「食品中の放射性セシウムスクリーニング検査法」及び「緊急時における食品の放射能測定マニュアル」(厚生労働省)により実施

4 検査結果のとりまとめ・公表

○スクリーニング検査で基準値以下の場合

各広域振興局農林商工部は、検査結果を所定の様式で直ちに農林センターに報告し、農林センターはとりまとめの上速やかに食の安心・安全推進課へ報告する。

食の安心・安全推進課は速やかに京都府ホームページで公表する。

○精密検査の結果、基準値を超える場合は別に定める「緊急対応マニュアル」に沿って対処する。併せて内部報告の上、速やかにプレス発表を行う。

平成27年度リスクコミュニケーション計画（案）

■ 全体計画

【開催方式・回数】

- | | |
|---|-----------|
| ①府民ニーズ対応型リスクコミュニケーション | <u>5回</u> |
| ・小規模（20～30人） | |
| ・府民のニーズに基づき、テーマ、開催場所、日時を協議により決定 | |
| ・府の食の安心・安全の取組について理解を深めるとともに、意見を府の取組に反映。 | |
| ②消費者団体と連携したリスクコミュニケーション | <u>3回</u> |
| ・中規模（50～100人） | |
| ・消費者団体と府（消費生活安全センター・食の安心・安全推進課等）が連携して学習会（リスクコミュニケーション）を実施 | |
| 京都市内以外に府南部・北部での開催を検討 | |
| ③国と連携したリスクコミュニケーション | <u>2回</u> |
| ・中規模（50～100人） | |
| ・消費者庁と食の安心・安全推進課で調整 | |
| ・テーマは「新たな食品表示制度」 | |
| ・食品加工事業者向けも検討 | |
| ④食の安心・安全府民大学（仮称） | <u>3回</u> |
| ・府内の食に関する講座のある大学の先生等による講座 | |
| ⑤単独開催のリスクコミュニケーション | <u>4回</u> |
| ・小規模（20～30人）を広域振興局各1回以上実施 | |
| ⑥府職員による出前語らい等 | 一 |
| ・依頼に応じて実施（大学への出講も含む） | |

計 17回

■ うち放射性物質をテーマにするもの

- | | |
|---------------------------|-------|
| ①府民ニーズ対応型リスクコミュニケーション（一部） | （資料1） |
| ②消費者団体と連携したリスクコミュニケーション | （資料2） |
| ⑥府職員による出前語らい等（一部） | |

※H.P.、メルマガ、府広報紙、消費者団体配布物により、しっかり広報し放射性物質に対する不安を依然として持っている府民の不安に応えます。

(資料1)

府民ニーズ対応型リスクコミュニケーション

■概要

- ・府民のニーズに基づき、開催場所、日時を協議により決定（座学コース又は現地見学コースで設定）
- ・食品（農林水産物を含む）の生産・流通における安全性確保の取組について、消費者に分かりやすく説明し、意見交換会における府民の意見を府の取組に反映。
- ・意見交換を行いやすい人数（20～30人）で実施。
- ・呼びかけは、府や関係団体が連携して、HP、メルマガ、紙媒体で実施

■内容・構成（例）

〈座学コース〉

- ・全体で1～2時間程度
- ・構成：（基本型）①話題提供、②意見交換
　　テーマ、開催公所により柔軟に対応

①話題提供 30分間～1時間程度

- ・テーマに関する基礎的な知識と府の取組についてパワーポイント又はDVDなどで情報提供

②意見交換 30分間～1時間程度

- ・参加者と府担当者（話題提供者+行政担当者）で意見交換
- ・サイエンスカフェ方式（質問・意見をメモで①話題提供後に提出し、それに回答）又はグループで集約した質問・意見に回答。

〈現地見学コース〉

- ・全体で2～3時間程度
- ・構成：（基本型）①話題提供、②施設見学、③意見交換
　　テーマ、開催公所の状況による柔軟に対応

〈座学コース〉に加えて、次のとおり施設見学を追加

○施設見学（体験）1時間程度

- ・施設を見学しながら、食の安心・安全の取組（例えば、生産現場での減農薬の取組、検査機器による放射性物質検査の状況など）を紹介
- ・可能であれば参加者による体験、ワークショップ（例えば、サーベイメーターによる放射線測定など）ができれば望ましい。

(資料2)

消費者団体と連携して開催するリスクコミュニケーション

■概要

- ・消費者において引き続き不安であるとの声がある食品中の放射性物質をテーマに、昨年までの実績を踏まえ、より不安に応える方式で開催する。
- ・その際、ニーズのある消費者に適確に呼びかけることができ、開催方法についてのノウハウを持っている消費者団体と連携するが、広く府民の参加を呼びかける。
- ・開催方法の一例として、被災地周辺に在住している農業者、食品製造事業者からの講師を派遣している県事業（資料3）の活用も検討する。

■内容・構成（イメージ：具体的には、今後決定）

- 開催時期 平成27年6月以降に3回
- 開催地 京都市、福知山市、京田辺市
- 開催規模 50～100人程度
- 内 容
 - ・主催者からの開催の趣旨説明
 - ・被災地からの報告
 - ・参加者によるディスカッション
 - ・地元産品の特産品試食

(参考)

食の安心・安全行動計画（抜粋）

ア リスクコミュニケーションの強化

・消費者、食品関連事業者等が相互に情報や意見を交換し、食の安心・安全の取組をともに考える

リスクコミュニケーションを活発に進めていくことにより、府民は食に関する正しい知識を身に付け、食品関連事業者は安全な食品の生産や製造に取り組み、双方がお互いを理解しあう気持ちをさらに醸成します。

このため、食の安心・安全に関するリスクコミュニケーションについて府民にとって関心の高いテーマを中心に課題を明確にし、戦略的に計画・推進します。併せて消費者団体等とも連携して取組を広げていきます。

数値目標

	目 標
リスクコミュニケーションの開催回数（回／年）	17
テーマ：放射性物質以外	7
テーマ：放射性物質 再掲	10

ふくしまから はじめよう。消費者風評対策事業
～消費者と生産者等の理解・交流促進事業～
〈「ふくしまの今を語る人」県外派遣事業〉
講演者派遣のご案内



平成26年8月8日
福島県消費生活課

➤ 趣旨

「ふくしまの今を語る人」県外派遣事業は、食と放射能に関して、消費者が不正確な情報や思い込みに惑わされることなく、自らの判断で正しく食品の選択ができるよう、全国各地で開催されている消費者向けの説明会・講演会・シンポジウム等の学習機会やリスクコミュニケーションの場を活用して、福島県の農林水産関係者等が自ら、放射性物質低減の取組や検査の状況、生産者の思い等を説明・紹介し、消費者と生産者との理解・交流を図る事業です。

➤ 内容等

- ・ 講演者及び講演内容（演題等）につきましては、別添の「講演リスト」を参照ください。
パネリスト参加も含め、お招きいただく場に応じて柔軟に対応いたします。
- ・ なお、講演者等との意見交換や休憩時間などにおいて、県産食材の試食対応も可能です。
詳細につきましては、問い合わせ・申し込み窓口へご相談ください。

➤ 留意点等

- ◆ 事業の趣旨を踏まえた申込であること。
- ◆ 派遣対象者は、講演者（「ふくしまの今を語る人」）及び補助スタッフであり、その派遣に要する費用はかかりないこと。
- ◆ 会場費については、その一部を福島県において負担する用意があること。
- ◆ 参加規模の大きな消費者教育や学習企画、リスクコミュニケーション企画等にも対応可能であること。
- ◆ 概ね60分～90分程度の講演時間が確保されること（但し、シンポジウム形式によるパネラー出演等の際は例外とすること）。
- ◆ 派遣先は県産品の主要消費地（首都圏）等を中心に※全国約20カ所を想定。
*インターネット販売等も考慮し地域特定は行いませんが、予定数を上回る派遣申込をいただいた際には、福島県産品の主要出荷先が優先されること。
- ◆ 派遣時期は8月～3月まで。
- ◆ 派遣に合わせた福島県産食材を試食する企画等へも対応可能であること。

➤ その他（参考）

「ふくしまから はじめよう。」の理念

- ひとりひとりが復興に向けて歩みはじめよう。
- そして、ふくしまから、新たな流れを創っていこう。

福島県は、大震災そして原子力災害から必ず立ち直ります。福島県の復興は、新たな社会の可能性を示していくことでもあります。ふくしまから新たな流れを創っていきたい。「ふくしまから はじめよう。」は、そうした、未来への意志を込めたスローガンです。

「ふくしまの今を語る人」派遣申込書

【申込先】株式会社 クリフ

〒960-8036 福島市新町6番35号 コープマート新町2階

〈FAX〉 024-531-8121 〈TEL〉 024-531-8120

〈メールアドレス〉 info@c-r-f.jp

派遣希望日時 講演希望時間	年 月 日 時～	(開始時間) : ~ (講演予定時間) 分間
派遣希望講演者名	(講演リストからお選びください。なお、特に決めかねる場合等は「一任」と明記ください。)	
シンポジウムや 講演会等の名称		
派遣先(開催場所)		
参加予定者数		
申 込 者 ・ 連 絡 先	担当部署名・ 団体名等	
	担当者名	
	電話番号	
	FAX番号	
	メールアドレス	
試食機会提供の可否	(いずれかに○印) 可 • 否 (条件・理由等)	
その他ご要望		

- 1 概ねの予定でも構いませんので、8月29日(金)までにお申込いただけます。
 - 2 講演希望時間や講演会等の名称が「未定」であっても派遣申込する用意があればお申し込みください。
 - 3 講演者の手配、調整、補助、資料作成に関する費用は福島県(受託事業者)が負担いたします。
- <会場に關わる経費も一部負担可能ですので、ご相談ください。>

➤ 問い合わせ・申し込み窓口

◆事業実施者: 福島県消費生活課(担当: 佐藤)

〒960-8043 福島市中町8番2号 自治会館1F

メール: syouhi@pref.fukushima.lg.jp FAX: 024-521-7982 TEL: 024-521-7180

◆受託事業者: 株式会社クリフ(※当該派遣事業の受託事業者/担当: 野田、佐々木)

メール: info@c-r-f.jp FAX: 024-531-8121 TEL: 024-531-8120

「ふくしまの今を語る人」講演リスト

H26. 8. 8

福島県消費生活課

No.	講師氏名	講演テーマ・内容・プロフィール
1	高野 金助 福島県農業生産者連合会副会長	◆「天災米・日本米」の作りを目指して—コメの栽培能セレクションの目標 （農業生産者連合会が全稼農、いち早く米に取り組んだ、国際コンクールで6年連続の「金賞」を受賞。回復の道にある「日本一美味しい米作り」への詰めない想い想いとは。） 伊達市出身。同産業振興課長。「まだ抱き合って天に出来る村」が各地で上映。
2	佐野 錦美 福島県農業生産者連合会副会長	◆福島の直営・販売を里山が二つから (東京吉澤町や左近への保護事業の復興につなげようとする取り組みを紹介。)伊達市出身。NPO法人「うせん里山がつこ」代表理事。高校を体験研究施設へ改修・利用。隣農家による野菜・食品づくりと消費者交流、里山体験活動。
3	佐野 錦美 福島県農業生産者連合会副会長	◆福島の直営・販売をめぐめて (技術の生かし方によっては、再出荷から不採出(ひきだし)する取扱いをナリ想てる直営・乳業の取り組みを紹介。)福島市出身。あつまち農業団体組織会長。福島県畜産振興会長、県畜産業協同組合組合長。
4	谷口 一夫 福島県農業生産者連合会副会長	◆おもてなしの心で直営・販売・配送へ里山主導開拓中 (直営と影響と連絡の中、行政に頼らず自力で販賣を目指す里山社長の奮闘話。)福島市出身。あつまち農業団体組織会長。法人化した福島果樹園でサクランボ、柿、梨、ぶどうりんご等、代数的な里山果樹栽培を得意。年間開拓者は約10万人。
5	菅野 実弘 福島県農業生産者連合会副会長	◆未来へつなぐへつまでも嬉しい人材育成に奮闘へ農工連携などを目指して (原子力災害者による「農工連携」として元食人未練の舌。)福島県農業生産者連合会副会長。東京都赤羽出身。未満共々元農林水産省務人。有機農業、沼廻製造業、両者を活用した都市農村交流(ブルーループリスル)に取り組む。
6	菅野 正秀 福島県農業生産者連合会副会長	◆農の命と市民の命へ～都市市民と農市市民との二年後可能な社会を目指して (生物多様性、美しい景観の里山、日本型食生活(和食)、地域コミュニティ再生など有機農業の価値を改めて「ふくしまから発信する。」)二本松市(旧東和町)出身。専門農家。NPO法人福島県有機農業ネットワーク理事長。消費者との壁の見える関係を大切に有機農業による復興を実現。
7	岸井 勉 福島県農業生産者連合会副会長	◆ふくしまの農業の再生～農業の思い～ (農丸)二本松市出身より、官部田舎等で販賣松茸を来て人と種を繋ぎ、伝える活動を紹介する。第一原産から50キロ。米と野菜の専門農家が、提携から生の声を届ける。)二本松市出身。県を中途退職。農業へ。NPO法人ふなばら農業、農業者等の会代表。
8	伊藤 伸平 福島県農業生産者連合会副会長	◆ふくしま・東北の豊かなフルーツチャート～広島県から全国へ「企業の思い」は (販賣松茸の販賣や販賣、豊かな生野菜等での上手い切り抜き、被渠に向き合ってきたの「安心、安全」を守りながら、生き残る食品企業代表の座談会。)福島県農業生産者連合会副会長。トニー(株)社長、福島県食品産業協同組合会長。
9	伊藤 伸平 福島県農業生産者連合会副会長	◆「安心」を語じてふくしま直営へ (販賣松茸の販賣や販賣、豊かな生野菜等での上手い切り抜き、被渠に向き合ってきたの「安心、安全」を守りながら、生き残る食品企業代表の座談会。)福島県農業生産者連合会副会長。トニー(株)社長、福島県食品産業協同組合会長。
10	鷲田 葉志 福島県農業生産者連合会副会長	◆能力につながる農業として、農業後継を考え何を実行したか。多くの方との出会いが生から何を見出し、何を学んだかを伝える。)郡山市出身。農業8代目後継者。日本野菜センター会員。元JA職員。彦色事業を通じ「買り責任」「作る責任」を実践。更いを「作る勇気」に変え耕作休止化が実現。
11	鷲田 国男 福島県農業生産者連合会副会長	◆農業は終者生産者で育るくじの「今」！ (日本の「里」の大人口移動地図とともに、農業体験からこそ実感。首都圏の多くの人々との出会いが生まれた。)里山後、足が止まつた体験を今。だからこそ福島の地から。)白河市(旧善利町)出身。会津前川善利最後の村民。半農家。
12	鈴木 正美 福島県農業生産者連合会副会長	◆福島県農業の現場から (原農高教卸後農業を取扱い農業や人口減少や高齢化、原条件改善後の風評被害に地元がどう取り組むのか。)現役の人の多くの前回話を活動ビデオを伝える。)矢吹町出身。地元農業人でんぱな取締役。生産者団体相談、無落着候、グリーンツーリズム等精力的に活動。
13	積田 真子 福島県農業生産者連合会副会長	◆農業後継者の方の「石」プロジェクトでの活動、東京応援の様子や原条件改善や作り手が育っていくふくしまの食文化の今を伝える。)会津若松市出身。NPO法人幸ねむる協賛事長。旅行情報誌「しゃらん元老農業ライター」。福島県農業生産者連合会会長。女性のチヤレンジ賞 特別部門賞受賞。
14	長谷川 雄一 福島県農業生産者連合会副会長	◆人情を深く会津伝承会 (牛人たがつて「昔の牛ある会津伝承野話を通して、人と種を繋ぎ、伝える活動を紹介する。)ふくしまの食文化を重んじる専業農家の会。)会津若松市出身。専業農家。会津農芸会館旅ぐ会の会長。
15	山岸 慶美 福島県農業生産者連合会副会長	◆「安心」を語じてふくしま直営へ (福島県農作物の特徴や特徴が世界へ送信。会津八幡町から町ちやの種を引き苗移植をスベイで実施。)福島市出身。株式会社エフシロ開拓顧問。地元地酒の醸行会長。地元産業6次化拠点アドバイザー。

No.	講師氏名	講演テーマ・内容・プロフィール	講演テーマ・内容・プロフィール
16	三浦 孝也 株式会社 三浦	◆「小さな創業メーカー」の生きる道～強い意志と明るさで～ 独自の商品開発で自創開拓への取組～「おじいちゃんの財産で作った牛乳」や「おじいちゃんの財産で作った牛乳」の販路開拓の道を経営の中の「現状」と「進展」した食品の「安全エクスプローラー」について。）	◆相馬の漁業～古き漁業者の侧面をな想い～ (先の目元ひはらの水産業ではあるが、「今だから休耕しても平もある。本格漁業まではに相馬の水産業の豊饒など広げ、どんな新たな価値をみ出せるか。」)
17	高橋 勉二 株式会社 高橋	地域の取り組みの経緯や地元住民の意識変化について。「朝田オーナーがもとにした様々な効果について報告の声を伺う。）	◆相馬の漁業～古き漁業者の侧面をな想い～ (先の目元ひはらの水産業ではあるが、「今だから休耕しても平もある。本格漁業まではに相馬の水産業の豊饒など広げ、どんな新たな価値をみ出せるか。」)
18	高橋 治 株式会社 高橋	◆生産者の想い～ふくしまでの肉牛育成～ 長年かけてつづり上げて「さじ」で「相馬牛」を一躍にして危機的状況に陥った原発事故。息子と共に奮闘してできた肉牛生産家が実績へ想いを語る。）	◆福島大震災の遺産～ (被災者からの復旧、その後の放射能汚染と福島第一原発との関わり合いや漁協・漁業者・仲買等の現在と今後の見通し(現状)と取組みや展望。)
19	湯田 浩和 株式会社 湯田	◆農政と同時スタートした農産物加工 (農業生産者がおぼった農産物加工。当時の状況(加工・福島=苦しい)と、いよいよ農政を前向きな想いと共に伝える。)	◆農業への想い～非日常から日常～ (即土を山われ郡山市の仮設住宅で暮らす非日常が日常生活となりました今、譲り受けをもって歩んでいた農業、頑張っていた牛が殺された悲しき話を聞く。)
20	小原 朋子 株式会社 小原	◆「生き残る」～木工品や木製品の安全性～ (丈夫、快適、安全を要する「こりの店」店長の話。)	◆農業への想い～苦しい現状資源を活用した農業経営について～ (他市町からの農業者への焼き出しから転職者となつた。これまでの経験、そして「今までどう生きるか、次世代のために何ができるべきかを語る。）
21	新井 寛平 株式会社 新井	◆生産者の想い～医療30キロ圏内米づくり～ (農業生産者(つむぎ)や取扱組み、原生菓が農の要請を媒介しながら新たに生み出業を説く)）	◆農業への想い～苦しい現状資源を活用した農業経営について～ (原発事故後の農業経営の現状と、新たに生まれた農業資源を活用した農業経営について。)
22	とふ子 株式会社 とふ子	◆ふくしま福島のために～「めぬない」で立ち上がる女性の力～ (医療部門での活動を通して原発災害でも諂ひない心でかーちゃんの力ブロシェア」や農業に取り組む姿を紹介する。)	◆農業への想い～苦しい現状資源を活用した農業経営について～ (原発事故後、「アース建設」を設立しての出発点は福島を経験して帰ざらないものとなつている。
23	富樫 実貴 株式会社 富樫	◆「本物」を届けた～福島の風の進む日本～ (「福島クラフト」での当初の活動と、最終会からの支援大潟の変化と今後の福島での農業・水産業の復興について。)	◆受託事業者：株式会社クリア TEL: 024-531-8120 ◆事業実施者：福島県消費生活課 〒960-8043 福島県福島市中町8番2号 TEL: 024-531-7009 FAX: 024-531-7002 ◆事業実施者：福島県農業振興課 〒960-8043 福島県福島市中町6番3号 TEL: 024-531-8121 FAX: 024-531-8120

京都府学校給食会HPから引用 一部抜粋
(京都府学校給食会 実施検査分)

給食用食材(主食)にかかる放射性物質検査結果について

1 検査結果

項目	検査日	検査方法	合計		
				セシウム 134	セシウム 137
米穀	11月 28日	米を合計 2kg を抽出し検査	不検出	不検出	不検出
小麦粉	11月 27日	小麦粉 2kg を抽出し検査	不検出	不検出	不検出

- ※ 米穀は 26 年度の京都府内産米で 12 月から供給
・小麦粉は京都府内産 20 %、外国産 80 %を配合したもの
・検出限界値：セシウム 134 及び 137 の合計で 10Bq/kg

2 分析方法

ゲルマニウム半導体検出機を用いたガンマ線スペクトロメトリーによる核種分析法
(「食品中の放射性物質の試験方法について」(平成 24 年 3 月 15 日厚生労働省)に基づく検査方法)

3 検査機関

一般財団法人 日本穀物検定協会(東京分析センター)

現場で体験！食の安心・安全学び塾を府保健環境研究所で開催

平成26年6月19日
食の安心・安全推進課

去る6月13日、「流通食品」の放射性物質検査をテーマに食の安心・安全学び塾を府保健環境研究所で開催しましたので報告します。

食品の放射性物質検査を現場で実際に府民に見てもらい、見て感じたことを元に研究所職員等と意見交換を行いました。

参加者のアンケート

- 「内容が分かりやすかった」との回答が86%でした。
- 主な意見
 - ・ 食品がどのような形で検査されているのか知りたかったので、今回検査の現場を見学してよく分かりました。
 - ・ 検査にとても時間がかかるということに驚きました。
 - ・ 放射性物質については安心していられるように思います。

記

- テーマ：現場で体験！食の安心・安全学び塾「流通食品」の放射性物質検査
- 日時：平成26年6月13日（金）14～16時
- 参加者：府民14名
- 概要：

【放射性物質検査機器等の見学】



ゲルマニウム半導体検出器の見学



京都府環境放射線測定監視システム [ARIS] の表示画面を見学

【意見交換会】



放射性物質検査についての情報提供



参加者、研究所職員等の意見交換

- 参考：次回の現場で体験！食の安心・安全学び塾は「安心・安全な宇治茶生産」をテーマに茶葉研究所にて7月11日に開催します。

平成26年度 食の安心・安全フォーラム 「食品中の放射性物質に関する現状と課題」の開催結果

平成26年8月26日
食の安心・安全推進課

平成26年8月25日（月）、消費者庁・内閣府食品安全委員会・厚生労働省・農林水産省・京都府・京都市の共催で、食の安心・安全フォーラム「食品中の放射性物質に関する現状と課題」を実施しましたので、報告します。

参加者からは、「放射性物質が人体に及ぼす影響について学ぶことができ、不安が取り除かれた。」、「パネルディスカッションが参加型でわかりやすく、理解が深まった。」、「今後の課題や具体的な対策についての話をもっと聞きたいかった。」との感想がありました。

記

■ 参加者：146名（消費者、食品事業者、行政関係者など）

■ 場所：ウイングス京都（京都市中京区東洞院通六角下ル）

■ 内容

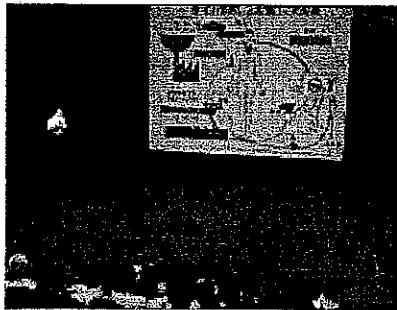
① 基調講演

- 「放射線の健康影響～食品の安全性について考える～」
(福島県立医科大学災害医療総合学習センター副センター長 熊谷敦史氏)

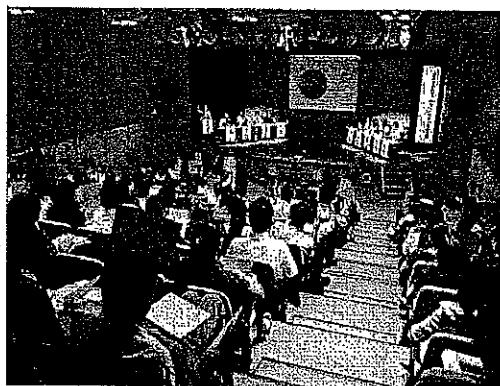
② 情報提供

- 「食品中の放射性物質問題に対する生協のとりくみ」
(京都生活協同組合 品質保証部 佐々木裕司氏)
- 「京都府及び京都市における検査の状況について」
(京都府)
- 「漫画で伝える放射線影響」資料紹介 (京都医療科学大学教授 大野和子氏)

③ パネルディスカッション



熊谷氏による基調講演



色紙で参加者の理解度・満足度を確認しながらパネルディスカッションを進行しました。



疑問に思う点などについて箇条書きで記したボードを用意し、参加者が該当する項目にシールを貼ってもらうことで、参加者の関心を確認してからパネルディスカッションを行いました。

現場で体験！食の安心・安全学び塾を中丹西保健所で開催

平成26年11月25日
食の安心・安全推進課

平成26年11月14日（金）、「牛肉」の放射性物質検査をテーマに食の安心・安全学び塾を中丹西保健所で開催しましたので報告します。

府の検査体制の説明や検査施設の見学を行い、感じたことを元に保健所職員等と意見交換を行いました。

参加者のアンケート

■主な意見

- ・厳格な検査体制が分かり、安心して食品を購入できると思いました。
- ・保健所を見学できるのは初めてでしたが、実演・説明もあり、とても理解しやすかったです。
- ・基準値や分析方法の話は少し難しかったですが、もらった資料で自分でも勉強してみたい。

記

■テーマ：現場で体験！食の安心・安全学び塾『「牛肉」の放射性物質検査』

■日 時：平成26年11月14日（金）14時～16時

■参加者：府民6名

■概 要：

【情報提供】



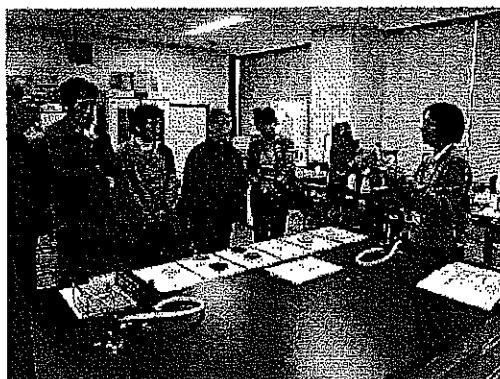
牛肉の検査体制を説明

【検査の見学】



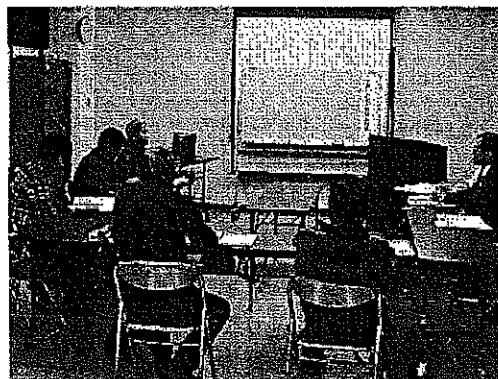
放射性物質検査機器の説明

【施設の見学】



保健所を見学

【意見交換会】



参加者の質問を元に意見交換

平成27年度リスクコミュニケーション計画（案）

【開催方式・回数】

- ①府民ニーズ対応型リスクコミュニケーション 5回 (資料1)
 　・小規模（20～30人）
 　・府民のニーズに基づき、テーマ、開催場所、日時を協議により決定
 　・府の食の安心・安全の取組について理解を深めるとともに、意見を府の取組に反映。
- ②消費者団体と連携したリスクコミュニケーション 3回 (資料2)
 　・中規模（50～100人）
 　・消費者団体と府（消費生活安全センター・食の安心・安全推進課等）が連携して学習会（リスクコミュニケーション）を実施
 　　京都市内以外に府南部・北部での開催を検討
- ③国と連携したリスクコミュニケーション 2回
 　・中規模（50～100人）
 　・消費者庁と食の安心・安全推進課で調整
 　・テーマは「新たな食品表示制度」
 　・食品加工事業者向けも検討
- ④食の安心・安全府民大学（仮称） 3回
 　・府内の食に関する講座のある大学の先生等による講座
- ⑤単独開催のリスクコミュニケーション 4回
 　・小規模（20～30人）を広域振興局各1回以上実施
- ⑥府職員による出前語らい等
 　・依頼に応じて実施（大学への出講も含む）
- 計 17回

【開催テーマ（例）】

- ①食品の放射性物質
 ②食中毒（生肉・漬物等）
 ③食品添加物
 ④残留農薬
 ⑤食品ロス
 ⑥府内産農産物等における安心・安全対策

(資料 1)

府民ニーズ対応型リスクコミュニケーション

■概要

- ・府民のニーズに基づき、開催場所、日時を協議により決定（座学コース又は現地見学コースで設定）
- ・食品（農林水産物を含む）の生産・流通における安全性確保の取組について、消費者に分かりやすく説明し、意見交換会における府民の意見を府の取組に反映。
- ・意見交換を行いやすい人数（20～30人）で実施。
- ・呼びかけは、府や関係団体が連携して、HP、メルマガ、紙媒体で実施

■内容・構成（例）

〈座学コース〉

- ・全体で1～2時間程度
- ・構成：（基本型）①話題提供、②意見交換
　　テーマ、開催公所により柔軟に対応

①話題提供 30分間～1時間程度

- ・テーマに関わる基礎的な知識と府の取組についてパワーポイント又はDVDなどで情報提供

②意見交換 30分間～1時間程度

- ・参加者と府担当者（話題提供者+行政担当者）で意見交換
- ・サイエンスカフェ方式（質問・意見をメモで①話題提供後に提出し、それに回答）又はグループで集約した質問・意見に回答。

〈現地見学コース〉

- ・全体で2～3時間程度
- ・構成：（基本型）①話題提供、②施設見学、③意見交換
　　テーマ、開催公所の状況による柔軟に対応

〈座学コース〉に加えて、次のとおり施設見学を追加

○施設見学（体験）1時間程度

- ・施設を見学しながら、食の安心・安全の取組（例えば、生産ほ場での減農薬の取組、検査機器による放射性物質検査の状況など）を紹介
- ・可能であれば参加者による体験、ワークショップ（例えば、サーベイメーターによる放射線測定など）ができれば望ましい。

■平成27年度計画

(1) 共通テーマ

府内産農産物等における安心・安全対策

(2) 協力依頼公所

- ・農林水産技術センターの部門別センター
- ・本庁各課等

(3) 実施方法

府民からのニーズを食の安心・安全推進課で聴取し、関係課及び公所と相談の上具体的な計画を策定

〈依頼する公所・話題提供事項（例）〉※25～26年度開催テーマから抜粋

センター・研究所	テ　ー　マ
茶業研究所	安心・安全な宇治茶生産
生物資源研究所	安心・安全な農産物生産に向けての新技術
丹後農業研究所	果樹・水稻の減農薬栽培
農林センター	環境にやさしい農業
畜産センター	安心・安全な鶏肉生産
海洋センター	魚介類の安心・安全

(資料2)

消費者団体と連携して開催するリスクコミュニケーション

■概要

- ・消費者において引き続き不安であるとの声がある食品中の放射性物質をテーマに、昨年までの実績を踏まえ、より不安に応える方式で開催する。
- ・その際、ニーズのある消費者に適確に呼びかけることができ、開催方法についてのノウハウを持っている消費者団体と連携するが、広く府民の参加を呼びかける。
- ・開催方法の一例として、被災地周辺に在住している農業者、食品製造事業者からの講師を派遣している県事業（資料3）の活用も検討する。

■内容・構成（イメージ：具体的には、今後決定）

- 開催時期 平成27年6月以降に3回
- 開催地 京都市、福知山市、京田辺市
- 開催規模 50～100人程度
- 内容
 - ・主催者からの開催の趣旨説明
 - ・被災地からの報告
 - ・参加者によるディスカッション
 - ・地元産品の特産品試食

(参考)

食の安心・安全行動計画（抜粋）

ア リスクコミュニケーションの強化

消費者、食品関連事業者等が相互に情報や意見を交換し、食の安心・安全の取組をともに考える

リスクコミュニケーションを活発に進めていくことにより、府民は食に関する正しい知識を身に付け、食品関連事業者は安全な食品の生産や製造に取り組み、双方がお互いを理解しあう気持ちをさらに醸成します。

このため、食の安心・安全に関するリスクコミュニケーションについて府民にとって関心の高いテーマを中心に課題を明確にし、戦略的に計画・推進します。併せて消費者団体等とも連携して取組を広げていきます。

数値目標

	目 標
リスクコミュニケーションの開催回数（回／年）	17
テーマ：放射性物質以外	7
テーマ：放射性物質 再掲	10

不当メニュー表示等への対応について

平成27年3月20日
消費生活安全センター

1 不当景品類及び不当表示防止法の改正

平成25年にホテルや百貨店、レストラン等において、メニュー表示と異なった食材を使用して料理を提供するなど表示上の適正事案が多発したことを受け、「不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律」が成立し、これに伴い改正「不当景品類及び不当表示防止法（以下、「法」という。）」の一部が、平成26年12月に施行された。

(1) 平成27年12月1日施行分

- I 事業者のコンプライアンス体制の確立
- II 情報提供・連携の確保
- III 監視指導態勢の強化
 - 権限の委任等—都道府県の執行体制の強化（法第12条関係）
 - ・消費者庁長官の権限の一部を都道府県知事に付与
 - ⇒ [措置命令権限] [合理的根拠提出要求権限]
 - 本府の対応
 - 「広域振興局の長等に権限を委任」（平成27年1月21日）
 - ⇒ [措置命令権限] [合理的根拠提出要求権限]

(2) 今後施行分

- IV 課徴金制度の導入（平成28年5月までに施行予定）
 - ・優良誤認表示、有利誤認表示に対し課徴金を課する。
 - ・課徴金にかかる権限は、都道府県には付与されない。

2 消費生活安全センターの取組（平成26年度）

(1) ホテル等飲食事業者に対する現況調査

京都市内にあるホテル及び百貨店（飲食施設）10箇所でメニュー表示及び改善状況について現況調査を実施した。

(2) 団体と連携した食品表示に関する研修

法及び「メニュー・料理等の食品表示に係る景品表示法上の考え方について」（国 のガイドライン）について、京都府食品衛生協会、商工会議所、商工会、事業協同組合等と連携し、飲食業、ホテル・旅館業、食品販売事業者向けに研修を実施した。（9団体）

(3) 食品の不当表示に関するアンケート

府民に対しホテル等の飲食施設における、食品メニュー等に対する信頼度等のアンケート調査を実施した。（配付数1,311回答数1,007）

(4) 事業者と消費者の意見交換会

ア 目 的

ホテルや百貨店等のメニューの不適切表示が社会問題化したことを受け、有識者を交え、本年度に実施した表示に係る現況調査の結果や改善に向けた事業者の取組や、適切な商品選択に係る消費者の考え方等を聞き、意見交換を行うことにより、消費者と事業者の信頼構築や消費者の自主的・合理的な消費行動のために何が必要かを考えるために行ったもの。

イ 内 容

- (ア)講話：「消費者に信頼される表示について」（大学非常勤講師による講演）
- (イ)報告：食品表示を巡る消費者意識について（府消費生活安全センター）
- (ウ)報告：事業者の具体的取り組みについて（事業者代表）
- (エ)パネルディスカッション：コーディネーター、事業者2名、消費者2名

出席者：49名

3 今後の予定（平成27年度）

改正景品表示法の周知を図るため、事業者団体と協働して事業者向けにコンプライアンス講習会を実施予定

主催：京都府消費生活安全センター

協力：府中小企業団体中央会、府内商工会議所、府商工会連合会、

日本ホテル協会、日本百貨店協会 他

講師：弁護士等有資格者

規模：参加者500名（丹後、中丹、南丹、山城、京都・乙訓の5箇所）

新食品表示制度の施行に向けたタイムスケジュール

27. 4. 1

食品表示法
（平成25年6月28日）

食品表示法施行

「公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行」

食品表示法施行令（政令）

政令案作成
・権限の委任について定める政令
（第15条関係）
・施行期日を定める政令
（附則第1条関係）
パブリックコメント
表示基準案作成
（栄養表示義務化に関する検討を含む）

政令・内閣府令施行

政令公布
閣議決定

表示基準等公布
法定協議

新法に基づく表示に完全移行
加工食品及び添加物について
栄養表示義務化

加工食品及び添加物
については、5年
生鮮食品については、
1年6ヶ月

経過措置期間

食品表示基準の普及啓発

その他

今後の検討課題の検討（準備が整つたものから、順次、具体的な検討を開始）

※平成26年4月より「外食等におけるアレルゲン情報の提供の在り方検討会」を開催し、同年12月に中間報告を取りまとめ

食品表示基準（案）の概要

平成 27 年 3 月
消 費 者 庁

食品表示基準の策定方針 現行 58 本の基準を 1 本に統合一

●消費者の求める情報提供と事業者の実行可能性とのバランスを図り、双方に分かりやすい表示基準を策定する

- 1 原則として、表示義務の対象範囲（食品、事業者等）については変更しない
 - ・ 例外として、食品衛生法と JAS 法の基準の統合に当たり、加工食品と生鮮食品の区分などを変更
 - 2 基準は、食品及び事業者の分類に従って整序し、分かりやすい項目立てとする
 - ・ 食品について、「加工食品」、「生鮮食品」、「添加物」に区分
 - ・ 食品関連事業者等について、「食品関連事業者に係る基準」、「食品関連事業者以外の販売者に係る基準」に区分
 - 3 2 の区分ごとに、食品の性質等に照らし、できる限り共通ルールにまとめる
 - 4 現行の栄養表示基準を、実行可能性の観点から義務化にふさわしい内容に見直す
 - ・ 対象成分、対象食品、対象事業者等について規定
 - 5 安全性に関する事項に係るルールを、より分かりやすいように見直す
 - ・ 例えば、アレルギー表示のうち、特定加工食品^(※)に係る表示（例えば、原材料として「マヨネーズ」と表示した場合に、「卵」を含む旨の表示を省略できるとするもの）の見直し
- ※ 一般的にアレルゲンを含むことが知られているため、それを表記しなくても、アレルゲンを含むことが理解できると考えられてきたもの（例：マヨネーズ（卵）、パン（小麦））

現行制度からの主な変更点

1 加工食品と生鮮食品の区分の統一

JAS法と食品衛生法において異なる食品の区分について、JAS法の考え方に基づく区分に統一・整理

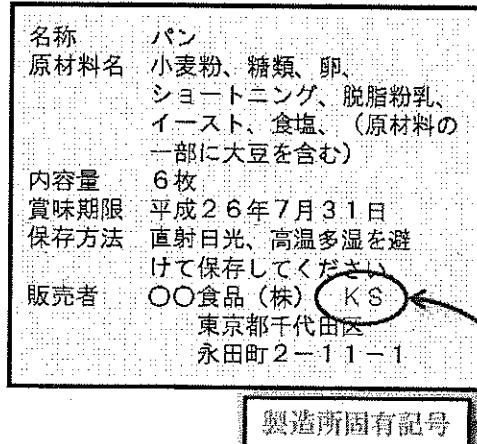
【新たに加工食品に区分されるもの】

現行の食品衛生法では表示対象とはされていない、軽度の撒塩、生干し、湯通し、調味料等により、簡単な加工等を施したもの（例：ドライマンゴー）についても、「加工食品」として整理。その結果、新たに、アレルゲン、製造所等の所在地等の表示義務が課される。

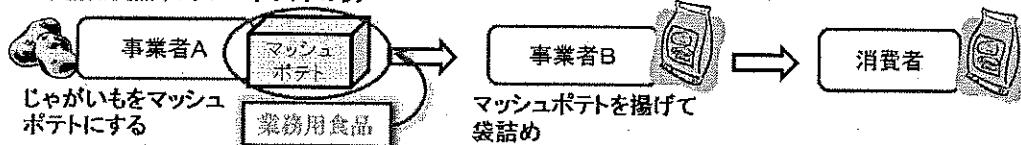
2 製造所固有記号の使用に係るルールの改善

- 原則として、同一製品を2以上の工場で製造する場合に限り利用可能
- 製造所固有記号を使用する場合には、次のいずれかの事項を表示
 - ①製造所所在地等の情報提供を求められたときに回答する者の連絡先
 - ②製造所所在地等を表示したWebサイトのアドレス等
 - ③当該製品の製造を行っている全ての製造所所在地等
- ただし、ルールの改善の対象については、業務用食品を除くこととする。

（例）



■業務用食品（マッシュポテト）の例



3 アレルギー表示に係るルールの改善

- (1) 特定加工食品^(注1)及びその拡大表記を廃止することにより、より広範囲の原材料についてアレルゲンを含む旨の表示を義務付け
- (2) アレルギー患者の商品選択の幅を広げるため、個別表示を原則とし、例外的に一括表示を可能とする。
- (3) 一括表示する場合、一括表示欄を見ることでその食品に含まれる全てのアレルゲンを把握できるよう、一括表示欄に全て表示（現行は、例えば、「卵」や「小麦」が原材料として表示されている場合や、「たまご」や「コムギ」が代替表記^(注2)で表示されている場合は、改めて一括表示欄に表示しなくともよいが、今後は、「卵」、「小麦」も一括表示欄に改めて表示が必要） 等

4 栄養成分表示の義務化

食品関連事業者^(注3)に対し、原則として、全ての消費者向けの加工食品及び添加物への栄養成分表示を義務付け

【義務】エネルギー、たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウム（「食塩相当量」で表示^(注4)）

【任意（推奨）】飽和脂肪酸、食物繊維

【任意（その他）】糖類、糖質、コレステロール、ビタミン・ミネラル類

(注1) 特定加工食品

表記に特定原材料名又は代替表記を含まないが、一般的に特定原材料等を含むことが予測できると考えられてきた表記

（例：マヨネーズ → 「卵を含む」を省略可、パン → 「小麦を含む」を省略可）

(注2) 代替表記

表記方法や言葉が違うが、アレルゲンを含む食品と同一であるということが理解できる表記

（例：たまご → 「卵を含む」を省略可、コムギ → 「小麦を含む」を省略可）

(注3) ①消費税法第9条に規定する小規模事業者（課税期間に係る基準期間における課税売上高が1000万円以下の事業者（当分の間は、課税売上高が1000万円以下の事業者又は中小企業基本法第二条第五項に規定する小規模企業者（おおむね常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、5人）以下の事業者））、②業務用食品を販売する事業者及び③食品関連事業者以外の販売者は、栄養成分の量を表示しなくともよい。

(注4) ナトリウム塩を添加していない食品に限って、任意でナトリウムの量を表示することができる。この場合において、ナトリウムの量の次に、括弧等を付して食塩相当量を表示することが必要。

5 栄養強調表示に係るルールの改善

(1) 相対表示（コーデックスの考え方を導入）

- ・ 低減された旨の表示をする場合（熱量、脂質、飽和脂肪酸、コレステロール、糖類及びナトリウム）及び強化された旨の表示をする場合（たんぱく質及び食物繊維）には、基準値以上の絶対差に加え、新たに、25%以上の相対差^(注5)が必要（栄養強調表示をするための要件の変更）
- ・ 強化された旨の表示をする場合（ミネラル類（ナトリウムを除く。）、ビタミン類）には、「含む旨」の基準値以上の絶対差に代えて、栄養素等表示基準値の10%以上の絶対差（固体と液体の区別なし）が必要（絶対差の計算方法の変更）

(2) 無添加強調表示（コーデックスの考え方を導入。新規）

食品への糖類無添加に関する強調表示及び食品へのナトリウム塩無添加に関する強調表示（食塩無添加表示を含む）は、それぞれ、一定の条件が満たされた場合にのみ行うことができる。

6 栄養機能食品に係るルールの変更

(1) 対象成分の追加

栄養成分の機能が表示できるものとして、新たに「n-3系脂肪酸」、「ビタミンK」及び「カリウム^(注6)」を追加

(2) 対象食品の範囲の変更

鶏卵以外の生鮮食品についても、栄養機能食品の基準の適用対象とする。

(3) 表示事項の追加・変更

- ・ 栄養素等表示基準値の対象年齢（18歳以上）及び基準熱量（2,200kcal）に関する文言を表示
- ・ 特定の対象者（疾病に罹患している者、妊娠婦等）に対し、定型文以外の注意を必要とするものにあっては、当該注意事項を表示
- ・ 栄養成分の量及び熱量を表示する際の食品単位は、1日当たりの摂取目安量とする。
- ・ 生鮮食品に栄養成分の機能を表示する場合、保存の方法を表示

(注5) ナトリウムについては、食品の保存性及び品質を保つ観点から、25%以上その量を低減することが困難な食品については、相対差についての特例を認める。

(注6) カリウムについては、過剰摂取のリスク（腎機能低下者において最悪の場合、心停止）を回避するため、錠剤、カプセル剤等の食品は対象外とする。

7 原材料名表示等に係るルールの変更

- (1) パン類、食用植物油脂、ドレッシング及びドレッシングタイプ調味料、風味調味料について、他の加工食品同様、原材料又は添加物を区分し、それぞれに占める重量の割合の高いものから順に表示
- (2) 複合原材料表示について、それを構成する原材料を分割して表示した方が分かりやすい場合には、構成する原材料を分割して表示可能とする。
- (3) プレスハム、混合プレスハムに関し、原材料名中でのん粉の表示に「でん粉含有率」を併記していた点について、「ソーセージ」、「混合ソーセージ」同様、「でん粉含有率」の表示事項の項目を立てて表示 等

8 販売の用に供する添加物の表示に係るルールの改善

- (1) 一般消費者向けの添加物には、新たに、「内容量」、「表示責任者の氏名又は名称及び住所」を表示
- (2) 業務用の添加物には、新たに、「表示責任者の氏名又は名称及び住所」を表示

9 通知等に規定されている表示ルールの一部を基準に規定

- (1) 安全性の確保の観点から、指導ではなく、表示義務を課すべき表示ルール（フレグ食中毒対策の表示及びボツリヌス食中毒対策の表示）
- (2) 分かりやすい食品表示基準を策定するという観点から、食品表示基準と通知等にまたがって表示ルールが規定されるのではなく、基準にまとめて規定すべき表示ルール（例えば、栄養素等表示基準値、栄養機能食品である旨及び当該栄養成分の名称の表示の方法等）

10 表示レイアウトの改善

- (1) 表示可能面積がおおむね 30 cm²以下の場合、安全性に関する表示事項（「名称」、「保存方法」、「消費期限又は賞味期限」、「表示責任者」、「アレルゲン」及び「L-フェニルアラニン化合物を含む旨」）については、省略不可
- (2) 表示責任者を表示しなくてもよい場合（食品を製造し、若しくは加工した場所で販売する場合、不特定若しくは多数の者に対して譲渡（販売を除く。）する場合又は食品関連事業者以外の販売者が容器包装入りの加工食品を販売する場合）には、製造所又は加工所の所在地（輸入品にあっては、輸入業者の営業所所在地）及び製造者又は加工者の氏名又は名称（輸入者にあっては、輸入業者の氏名又は名称）も省略不可
- (3) 原材料と添加物は、区分を明確に表示

11 経過措置期間

経過措置期間（食品表示基準の施行後、新ルールに基づく表示への移行の猶予期間）は、加工食品及び添加物の全ての表示について 5年、生鮮食品の表示については、1年6か月とする。

新たな機能性表示制度の創設

1 定義

- (1) 名称は機能性表示食品
- (2) 疾病に罹患していない者（未成年、妊産婦（妊娠を計画している者を含む。）及び授乳婦を除く。）に対し、機能性関与成分によって健康の維持及び増進に資する特定の保健の目的（疾病リスクの低減に係るものを除く。）が期待できる旨を科学的根拠に基づいて容器包装に表示をする食品。ただし、特別用途食品、栄養機能食品、アルコールを含有する飲料、ナトリウム・糖分等を過剰摂取させる食品は除く。
- (3) 当該食品に関する表示の内容、食品関連事業者名及び連絡先等の食品関連事業者に関する基本情報、安全性及び機能性の根拠に関する情報、生産・製造及び品質の管理に関する情報、健康被害の情報収集体制その他必要な事項を販売日の60日前までに消費者庁に届け出る。

2 表示事項

横断的な義務表示事項のほか、以下に関する表示を義務づける。

- ・機能性表示食品である旨
- ・科学的根拠を有する機能性関与成分及び当該成分又は当該成分を含有する食品が有する機能性
- ・一日当たりの摂取目安量
- ・一日当たりの摂取目安量当たりの栄養成分の量及び熱量
- ・一日当たりの摂取目安量当たりの機能性関与成分の含有量
- ・届出番号
- ・食品関連事業者の連絡先として、電話番号
- ・機能性及び安全性について、国による評価を受けたものでない旨
- ・摂取の方法
- ・摂取する上での注意事項
- ・バランスのとれた食生活の普及啓発を図る文言
- ・調理又は保存の方法に関し特に注意を必要とするものにあっては当該注意事項
- ・疾病的診断、治療、予防を目的としたものではない旨
- ・疾病に罹患している者、未成年、妊産婦（妊娠を計画している者を含む。）及び授乳婦に対し訴求したものではない旨（生鮮食品を除く。）
- ・疾病に罹患している者は医師、医薬品を服用している者は医師、薬剤師に相談した上で摂取すべき旨
- ・体調に異変を感じた際は速やかに摂取を中止し医師に相談すべき旨

表1 各大臣が有する権限及び調査対象の概要

	内閣総理大臣 【食品・酒類】	農林水産大臣 【食品】	財務大臣 【酒類】	
権限	指示(法第6条第1項、第3項) 命令(法第6条第5項) 回収(法第6条第8項) 立検(法第8条第1項)	指示(法第6条第1項) 立検(法第8条第2項)	指示(法第6条第3項) 立検(法第8条第3項)	
	【品質事項】	【衛生及び保健事項】	【品質事項】	
委任	広域事業者 消費者庁長官 (令第1条) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">消費者庁が所管する他法令案件を含む案件等を対応</div>	消費者庁長官 (令第1条)* 都道府県知事 保健所設置市長 特別区長 (令第7条)	地方農政局長 (令第3条) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">主たる事務所等を管轄する地方農政局が対応</div>	国税庁長官 (令第2条) 国税局長等 (令第4条) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">主たる事務所等を管轄する国税局長等が対応</div>
県域事業者	都道府県知事 (令第6条) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">主たる事務所等を管轄する都道府県が対応</div>		都道府県知事 (令5条) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">主たる事務所等を管轄する都道府県が対応</div>	
調査対象	<ul style="list-style-type: none"> ・名称 ・原材料名 ・内容量 ・原産地 ・製造者名 ・遺伝子 など	<ul style="list-style-type: none"> ・名称 ・保存方法 ・消費期限及び賞味期限 ・添加物 ・アレルギン ・製造所等 ・遺伝子 ・栄養成分 など	<ul style="list-style-type: none"> ・名称 ・原材料名 ・内容量 ・原産地 ・製造者名 ・遺伝子 など	<ul style="list-style-type: none"> ・名称 ・内容量 ・製造者名 ・遺伝子

* 指示については、保健事項に関するもののみ実施可能。

都道府県知事の指示に係る命令・公表は実施不可。

表2 都道府県等が処理する消費者庁長官に委任された権限に関する事務

	権限	対象者	権限
品質事項(食品)	指示・公表 (令第6条第1項第1号)	特定食品関連事業者	当該事業者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事
	命令・公表 (令第6条第1項第2号)	特定食品関連事業者	当該事業者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事
	報告徴収・物件提出要求 (令第6条第1項第3号)	食品関連事業者	当該事業者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事
	報告徴収・物件提出要求 (令第6条第1項第4号)	食品関連事業者とその事業に関して関係のある事業者	当該事業者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事
	立入検査・質問 (令第6条第1項第5号)	食品関連事業者又は食品関連事業者とその事業に関して関係のある事業者	立入検査又は質問の場所の所在地を管轄する都道府県
	申出の受付・調査 (令第6条第1項第6号)	食品関連事業者	当該申出の対象とする事業者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事
衛生及び保健事項(食品・酒類)	指示・公表 (令第7条第1項第1号)	食品関連事業者	当該事業者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事等
	命令・公表 (令第7条第1項第2号)	食品関連事業者	当該事業者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事等
	回収等命令・公表 (令第7条第1項第3号)	食品関連事業者等	当該事業者等の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事等
	報告徴収・物件提出要求 (令第7条第1項第4号)	食品関連事業者等	当該事業者等の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事等
	報告徴収・物件提出要求 (令第7条第1項第5号)	食品関連事業者とその事業に関して関係のある事業者	当該事業者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事等
	立入検査・質問・收去 (令第7条第1項第6号)	食品関連事業者等又は食品関連事業者とその事業に関して関係のある事業者	立入検査、質問又は收去の場所の所在地を管轄する都道府県知事等
	申出の受付・調査 (令第7条第1項第7号)	食品関連事業者等	当該申出の対象とする事業者等の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事等

5 執行の役割分担

(1) 基本的な考え方

- ① 法においては、食品表示制度を一元的に所管する内閣総理大臣（消費者庁長官）が是正措置（命令）を行うことが基本であるが、効率的かつ効果的な監視指導のため、農林水産大臣及び財務大臣と協力して監視指導を行うこととしている。
- ② ただし、農林水産大臣においては、例えば食品衛生の観点や栄養の観点等から食品の成分を分析検査する等、食品の生産・流通等を所掌する農林水産省職員の専門性や保有する設備等の関係により表示の適正性を判断することが困難な場合がある。このため、こうした場合について、法第6条第1項の内閣府令・農林水産省令で定める表示事項及び遵守事項並びに同法第12条第1項の規定に基づく申出の手続を定める命令（平成27年内閣府令・農林水産省令第〇号）（以下、「内閣府令・農林水産省令」という。）で定めることにより農林水産大臣の監視指導の範囲から除外している。
- ③ また、財務大臣が行う監視指導においても、例えば食品衛生の観点や栄養の観点等から食品の成分を分析検査する等、酒税の保全や酒類業の発達・改善等を所掌する財務省（国税庁）職員の専門性や保有する設備の関係により表示の適正性を判断することが困難な場合がある。このため、こうした場合について、法第6条第3項の内閣府令・財務省令で定める表示事項及び遵守事項等を定める命令（平成27年内閣府令・財務省令第〇号）（以下、「内閣府令・財務省令」という。）で定めることにより財務大臣の監視指導の範囲から除外している。

表3 執行の役割分担

			義務表示事項		表示禁止事項	
			品質事項	衛生及び保健事項	品質事項	衛生及び保健事項
食品	一般用	広域	農林水産省	都道府県等*	農林水産省	都道府県等*
		県域	都道府県		都道府県	
	業務用	広域	農林水産省	都道府県等*	農林水産省	都道府県等*
		県域	都道府県		都道府県	
	インストア加工・無償譲渡(当該向けを含む) ・外食・生産直売	広域	—	都道府県等*	—	都道府県等*
		県域				
酒類	一般用		財務省	都道府県等*	財務省	都道府県等*
	業務用		財務省	都道府県等*	財務省	都道府県等*
	インストア加工・無償譲渡・外食		—	都道府県等*	—	都道府県等*

* 政令市、中核市、特別区を含む。

(2) 消費者庁の役割分担

衛生及び保健事項について、同時期に多数の企業が、同種・類似の表示違反を発生させ、全国的に統一的な指導が必要となった場合で都道府県等が対応することが困難であり、国の関与が必要な場合や、全国に流通する食品であって、重大な健康被害の発生につながるおそれがある、都道府県等が対応することが困難であり、国の関与が必要な場合、消費者庁長官が自ら事務を行うので、そのような事案が発生していると認められるときは、令第7条第1項の規定を受けて事務を行う都道府県等の部局は、消費者庁表示対策課食品表示対策室に相談すること。なお、相談の内容が、それが他の都道府県等では対応ができている事案であるときは、他の都道府県知事等と連携を図ることをお願いすることもあり得る。

(3) 国と都道府県の役割分担

① 食品の品質事項における広域事業者及び県域事業者の考え方

令において食品関連事業者の活動範囲（いわゆる広域・県域）の区分は、主たる事務所及び事業所が一の区域内のみにあるかどうかで区分している。令における役割分担に従って、都道府県は県域事業者を対象とし、農林水産省は広域事業者を対象として監視等を行うこととする。

農林水産省は原則として都道府県が行う監視等に関与しない（調査や指導等は行わない）こととする。ただし、都道府県が国に対して調査協力の要請を求める 것을妨げないが、農林水産省の調査協力がなければ、不適正表示のおそれのある県域事業者の商品が複数の都道府県に流通し、多くの一般消費者等が影響を受けると判断される場合など国の関与が必要な場合に限り協力する。

② 法における「事業所」の範囲

従来、JAS法施行令においては「主たる事務所並びに事業所、工場及び店舗」の所在地により区分していたところであるが、法第8条第1項から第3項までの規定により立ち入ることができる場所が「事務所、事業所その他の場所」と規定されたことを踏まえ、法においては工場及び店舗は「事業所」に含まれることから令において「事業所」と別に規定する必要はないものと整理し、また、ほ場及び倉庫は「その他の場所」と整理している。

表4 食品表示法とJAS法の関係

食品表示法	JAS法
事務所	事務所
事業所	工場、店舗
その他の場所	ほ場、倉庫

③ 県域事業者及び広域事業者の判断

ここに主たる事務所など事業者の範囲を整理したので参考にされたい。

ア 主たる事務所

a 法人の場合

法人登記上の本店とする。ただし、登記上の本店所在地に社屋を有しない、受付程度の業務のみしか行っていない又は常勤職員を配していないなど実質的な業務機能がない場合は、本店機能を有する事務所とする。

人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものについては、本店機能を有する事務所とする。

b 個人の場合

住所地とする。ただし、住所地において食品の製造、加工（調整又は選別を含む。）、輸入又は販売に係る業務を行っていない場合は、その業務を行つ

ている場所とする。

イ 事業所

食品の製造、加工（調整又は選別を含む。）、輸入又は販売に係る業務を行っている国内に所在する事業所とする。ただし、加工食品を製造し、若しくは加工した場所で販売する場合、生鮮食品を生産した場所で販売する場合、又は設備を設けて飲食させる場合等のみを行っている事業者など品質事項の表示が義務付けられていない場合は除く。

- a 店舗：他者店舗内で自ら販売している場合（いわゆるテナント。他者店舗の共通レジを使用している場合も含む。）を含む。ただし、他者と委託販売契約を結び代理販売している場合（コンセ契約等）は除く。
また、車等を利用した移動販売及び他者店舗内等での一時的な販売は除く。
- b 無人店舗：事業者が所有する自動販売機を含む。
- c 営業所
- d 製造所
- e 加工所：調整又は選別に使用する場所を含む。

ウ その他の場所

- a 倉庫：他者倉庫を賃貸借し自ら使用している場合を含む。ただし、他者と寄託契約を締結し、他者に保管等を委託している場合は除く。
- b 農場：無人のほ場も含む。また、養蜂業を営むために地主等と契約の上、定期的に採蜜している場所を含む。
- c その他：食品の販売、製造、加工、流通、輸入等に係る業務を行っているア～キ以外の場所。

④ 業務域が不明な場合の対応

農林水産省が持つ品質事項に係る措置権限が広域事業者に限定されていることから、業務域が不明な事業者に係る立入検査・報告徴収等の初動は都道府県が実施することと整理した。なお、事後的に広域事業者であることが判明した場合には、農林水産省に回付することとなる。

⑤ 広域事業者における表示事項の監視分担

ア 義務表示事項

広域事業者に対して、農林水産省又は国税庁は品質事項を、都道府県等は衛生及び保健事項を監視、指導及び措置（以下「監視等」という。）を行う。その際、監視事項で重複する名称表示及び遺伝子組換え表示については次により調整したので留意されたい。

ア 名称表示

食品については、農林水産省が主体的に監視等を行う。なお、一部の名称

は食品衛生法の成分規格と密接に関係していることから都道府県等が実施する巡回点検等において、現場で発見した不適正表示の是正措置を妨げるものではない。酒類については、国税庁が主体的に監視等を行う。

別紙5の食品については、名称と衛生及び保健事項が密接に関係していることから、農林水産省又は都道府県等のいずれか一方の指導に終わらないことに留意し、それぞれの機関が監視等を行う。

b 遺伝子組換え表示

食品については、農林水産省が主体的に監視等を行うことを原則とする。

酒類については、個別事案毎に国税庁と都道府県等で連携して対応する。

なお、都道府県等が酒類の名称違反を確認した場合は、法だけでなく、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律に違反する可能性もあることから国税庁に情報提供を行う。

なお、乾燥パパイヤの遺伝子組換え表示については、引き続き消費者庁が担当する*。

* 平成23年に、亜硫酸塩、二酸化硫黄等を使用した乾燥パパイヤ（分析不可）に係る遺伝子組換え表示の監視指導は、公定法が確立されるまでの間は、消費者庁が責任者を持って行うと整理された。

イ 表示禁止事項

食品については、品質事項は農林水産省が、衛生及び保健事項は都道府県等が監視等を行う。酒類については、品質事項は国税庁が、衛生及び保健事項は都道府県等が監視等を行う。なお、遺伝子組換え表示に係る表示禁止事項は、品質事項（食品表示基準第9条第1項第5号）と衛生及び保健事項（食品表示基準第9条第1項第4号）があるが、いずれも国（農林水産省、国税庁）と都道府県等の双方に監視能力があることから、両者の監視事項とする。

表5 食品の表示事項に係る農林水産省と都道府県等の役割分担

農林水産省（品質事項）	都道府県等（衛生及び保健事項）
<u>名称^{注1)}</u>	<u>名称^{注2)}</u>
	保存の方法
	消費期限又は賞味期限
原材料名	
	添加物
内容量	
	栄養成分
食品関連事業者	
	製造所等
	アレルゲン
<u>遺伝子組換え^{注3)}</u>	<u>遺伝子組換え^{注4)}</u>
原料原産地	
<u>個別表示事項^{注5)}</u>	<u>個別表示事項^{注6)}</u>

注1) 食品の内容を明らかにして消費者の商品選択に資するために義務付け

注2) 食品の内容を明らかにし、消費者の商品購入や監視業務に資するために義務付け

注3) 消費者の選択に資するために義務付け

注4) 食品の内容を明らかにするために安全性審査と一体のものとして義務付け

注5) 別紙1に掲げる事項（名称、原材料名、内容量、食品関連事業者、遺伝子組換え、及び原料原産地を除く。）

注6) 別紙2に掲げる事項（名称、保存の方法、消費期限又は賞味期限、添加物、栄養成分、製造所等、アレルゲン及び遺伝子組換えを除く。）

ノロウイルスに注意しましょう！！

～今年度初めて冬季食中毒注意報を発令しました～

平成27年1月26日
（京都府健康福祉部
生活衛生課 075-414-4759）

ノロウイルス等による感染性胃腸炎は例年冬季に多発しており、今年も流行の傾向があります。ノロウイルス等による食中毒を予防するため、下記のとおり、冬季食中毒注意報を発令することとしています。

この度、発令基準を満たしたため、冬季食中毒注意報第1号を発令しましたので、お知らせします。

記

1 注意報の概要

○発令日

平成27年1月26日(月)

○発令期間

平成27年1月26日(月)から平成27年1月30日(金)まで

○発令対象地域

府内全域

○発令理由

京都府内で同一週内にノロウイルスによる食中毒事件が2件発生したため

〈発令基準〉 … ①又は②に該当する場合 ※今回は、②に該当

①府北部地域又は府南部地域のどちらかの地域において、感染性胃腸炎の定点当たりの患者報告数が10人を超えたとき

（府北部地域：中丹西・中丹東・丹後保健所管内
府南部地域：京都市内・乙訓・山城北・山城南・南丹保健所管内）

②府内全域において、同一週に食中毒事件が2件以上発生した場合等、必要と認められたとき

○昨年度の発令回数 3回

2 関係機関への周知徹底

○報道機関、府ホームページや防災情報メール配信システムを通じて府民にお知らせします。

○府保健所等から、各市町村、商工会、給食施設（保育園、病院、福祉施設等）、関係施設、主要スーパー、食品関係組合等に個別に連絡し、注意喚起します。

（ノロウイルス等食中毒・感染症予防のための注意事項等については裏面へ）



3 ノロウイルス等による食中毒を予防するためには

- 調理作業前の手洗いを徹底すること。
- 調理従事者の健康状態を毎日確認すること。
- 食品は十分加熱（中心部が85℃～90℃で90秒以上）すること。
- まな板や包丁等の調理器具は、適正な濃度の次亜塩素酸ナトリウムや熱湯で消毒する等、調理時の衛生管理を徹底すること。
- 調理に従事される方は、普段から感染しないように食べ物や家族の健康状態に注意すること。

4 ノロウイルスへの感染予防、感染拡大を防止するためには

- 手洗い、うがいの励行、十分な睡眠と栄養をとるようにして、体調を良好に保つようすること。
- 家族等の健康状態を毎日確認すること。
- 清掃・消毒を徹底すること。
- 嘔吐、下痢等感染が疑われる症状がみられた際は、速やかに受診すること。
- トイレ清掃や汚物処理の際は、使い捨ての手袋・マスク等を使用し、適正な濃度の次亜塩素酸ナトリウムで消毒を行うこと。

5 参考

○感染性胃腸炎等に関するホームページ

「冬季食中毒注意報の発令について」

<http://www.pref.kyoto.jp/shoku-anshin/seikatsu/chuuihou/26toukicyuuhiou.html>

「ノロウイルスによる胃腸炎に注意しましょう」

<http://www.pref.kyoto.jp/kentai/noro.html>

「京都府感染症情報センター」

<http://www.pref.kyoto.jp/idsc/index.html>

○感染性胃腸炎の定点あたりの患者報告数(人)の推移(京都府感染症情報センター)

公表日	集計対象	府南部 地域	府北部 地域	近畿	全国
1/23(金)	3週 (1/12～1/18)	6.16	4.83	6.08	7.39
1/16(金)	2週 (1/5～1/11)	6.08	6.33	6.31	8.20
1/13(火)	1週 (12/29～1/4)	1.71	1.75	2.15	3.47
1/8(金)	52週 (12/22～12/28)	7.31	8.67	8.31	10.26
12/26(金)	51週 (12/15～12/21)	8.72	7.25	9.88	11.49

ノロウイルスに注意しましょう！！

～冬季食中毒注意報第2号を発令しました～

平成27年2月26日
〔京都府健康福祉部
生活衛生課 075-414-4759〕

ノロウイルス等による感染性胃腸炎は例年冬季に多発しており、今年も流行の傾向があります。ノロウイルス等による食中毒を予防するため、下記のとおり、冬季食中毒注意報を発令することとしています。

この度、発令基準を満たしたため、冬季食中毒注意報第2号を発令しましたので、お知らせします。

記

1 注意報の概要

○発令日

平成27年2月26日(木)

○発令期間

平成27年2月26日(木)から平成27年3月6日(金)まで

○発令対象地域

府内全域

○発令理由

京都府内で同一週内にノロウイルスによる食中毒事件が2件発生したため

〈発令基準〉 … ①又は②に該当する場合 ※今回は、②に該当

①府北部地域又は府南部地域のどちらかの地域において、感染性胃腸炎の定点当たりの患者報告数が10人を超えたとき

・府北部地域：中丹西・中丹東・丹後保健所管内
・府南部地域：京都市内・乙訓・山城北・山城南・南丹保健所管内

②府内全域において、同一週に食中毒事件が2件以上発生した場合等、必要と認められたとき

○過去の発令状況

第1号：平成27年1月26日(月)から平成27年1月30日(金)まで

○昨年度の発令回数 3回

2 関係機関への周知徹底

○報道機関、府ホームページや防災情報メール配信システムを通じて府民にお知らせします。

○府保健所等から、各市町村、商工会、給食施設（保育園、病院、福祉施設等）、関係施設、主要スーパー、食品関係組合等に個別に連絡し、注意喚起します。

（ノロウイルス等食中毒・感染症予防のための注意事項等については裏面へ）



3 ノロウイルス等による食中毒を予防するためには

- 調理作業前の手洗いを徹底すること。
- 調理従事者の健康状態を毎日確認すること。
- 食品は十分加熱（中心部が 85℃～90℃で 90 秒以上）すること。
- まな板や包丁等の調理器具は、適正な濃度の次亜塩素酸ナトリウムや熱湯で消毒する等、調理時の衛生管理を徹底すること。
- 調理に従事される方は、普段から感染しないように食べ物や家族の健康状態に注意すること。

4 ノロウイルスへの感染予防、感染拡大を防止するためには

- 手洗い、うがいの励行、十分な睡眠と栄養をとるようにして、体調を良好に保つようすること。
- 家族等の健康状態を毎日確認すること。
- 清掃・消毒を徹底すること。
- 嘔吐、下痢等感染が疑われる症状がみられた際は、速やかに受診すること。
- トイレ清掃や汚物処理の際は、使い捨ての手袋・マスク等を使用し、適正な濃度の次亜塩素酸ナトリウムで消毒を行うこと。

5 参考

○感染性胃腸炎等に関するホームページ

「冬季食中毒注意報の発令について」

<http://www.pref.kyoto.jp/shoku-an Shin/seikatsu/chuuihou/26toukicyuuhi u.html>

「ノロウイルスによる胃腸炎に注意しましょう」

<http://www.pref.kyoto.jp/kentai/noro.html>

「京都府感染症情報センター」

<http://www.pref.kyoto.jp/idsc/index.html>

○感染性胃腸炎の定点あたりの患者報告数(人)の推移(京都府感染症情報センター)

公表日	集計対象	府南部 地域	府北部 地域	近畿	全国
2/20(金)	7週 (2/9～2/15)	5.17	4.67	6.29	6.75
2/13(金)	6週 (2/2～2/8)	5.43	5.17	6.06	7.22
2/ 6(金)	5週 (1/26～2/1)	5.55	5.92	6.25	7.55
1/30(金)	4週 (1/19～1/25)	6.78	6.92	6.65	8.12
1/23(金)	3週 (1/12～1/18)	6.16	4.83	6.08	7.39

岡山県および佐賀県における高病原性鳥インフルエンザ 疑似患畜の確認を受けた京都府の対応

平成27年1月23日
危機管理監
農林水産部

岡山県・佐賀県の養鶏農家で高病原性鳥インフルエンザ(H5N8亜型)の患畜が確認されましたので、本府の対応状況を下記のとおり御報告いたします。

記

1 岡山県への支援

(1) 家畜防疫員の派遣

派遣職員(所属家保)	岡山県到着	支援業務	17日	18日	自宅帰着
八谷副主査(南丹)	1/16 22:00	殺処分指揮	13-17時	13-16時	1/18 20:30
森副主査(丹後)	1/17 12:00	殺処分指揮	16-20時	16-20時	1/19 15:00

- 古い鶏舎を含む20万羽の大規模採卵鶏農場で、現地は混乱していた。
- 府内での経験を踏まえて様々な鶏舎での実践的訓練を重ねたことで、現地に応じた工夫をしながら、防疫作業者を指揮できた。

(2) 防疫資材の融通

1/16 本府が融通した感染性廃棄物容器3,000個は午後10時現地到着
岡山県 佐藤農林水産部長から「迅速な対応、ありがたかった」と
京都府 小田農林水産部長に感謝の電話

2 府内養鶏場への対応

1/16~18 家畜保健衛生所職員が、広域振興局・畜産センター等と連携、
100羽以上養鶏場(82戸)の防鳥ネットや消毒を立入指導し、
点検を完了

1/18 佐賀県の疑似患畜について100羽以上養鶏場へ情報提供

1/19 全ての家きん飼養者(706戸)に情報提供

3 府内野鳥への対応

・野鳥監視重点区域(集団飛来地等67箇所)の巡回を強化中(毎週実施)

・死亡野鳥等の引取り及び簡易検査を実施中

これまでの死亡野鳥府内21検体全て簡易検査は陰性

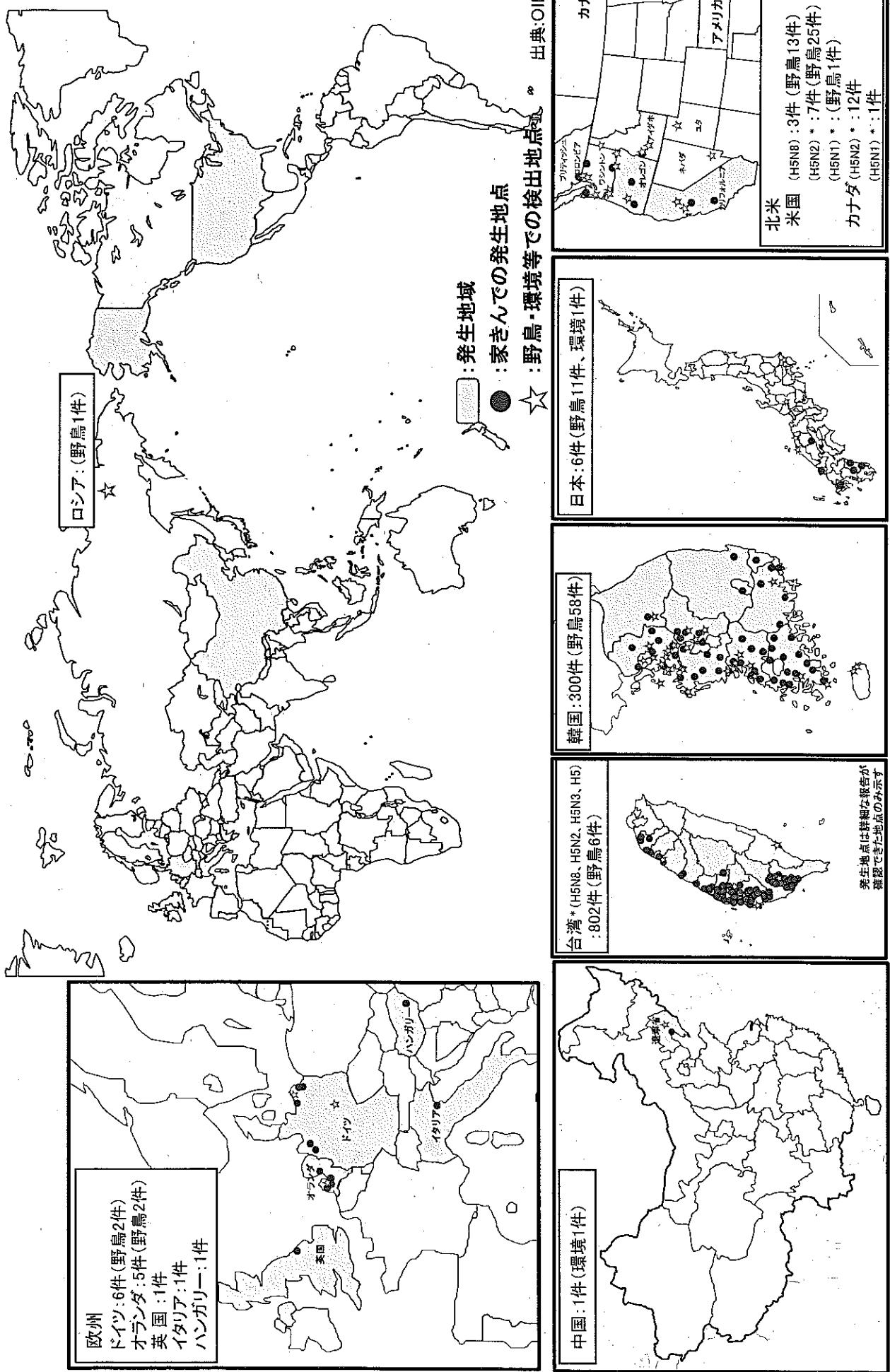
15検体が陰性確定済み

4 発生事例の概要

発生農場	鶏種	羽数	発生月日	防疫措置	移動制限解除
宮崎県 延岡市	種 鶏	4,000	H26.12.16	12.16	H27.1. 7
宮崎県 宮崎市	肉用鶏	42,000	12.28	12.29	1.20
山口県 長門市	種 鶏	37,000	12.30	H27.1. 1	1.23
岡山県 笠岡市	採卵鶏	200,000	H27. 1.15	1.23予定	2.14予定
佐賀県西松浦郡	肉用鶏	①45,000 ②28,000	1.18 1.18	1.20 1.20	2.11予定 2.11予定
" "					

前川府民生活部理事(5610)
(防災・原子力安全課長事務取扱)
上村 畜産課長(4980)
佐藤森林保全課長(5020)

高病原性鳥インフルエンザ(H5N8亞型)の発生状況(2014年以降)



2015年2月25日現在